

函館市 HAKODATE

スポーツ推進計画

2018 年（平成 30 年） 3 月策定
（2023 年（令和 5 年） 3 月改訂）

函館市教育委員会

目 次

【第1章】 計画の基本的事項

第1節	計画策定の目的・改訂の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画期間	2
第4節	本計画とSDGs	3

【第2章】 計画の基本方向

第1節	スポーツをめぐる国の動向	4
第1項	スポーツ基本法の制定	4
第2項	スポーツ基本計画の策定	4
第2節	計画の基本理念および基本目標	5
第3節	計画の基本方向	6

【第3章】 今後取り組みを進める施策

計画の体系図	7
第1節 子どもの運動・スポーツ機会の充実	8
第1項 幼少期からの子どもの体力向上の推進	8
第2項 学校体育の充実	9
第3項 子どもたちにとって望ましいスポーツ環境づくりの検討	9
第4項 地域スポーツ活動への参加促進	10
第2節 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の充実	11
第1項 運動やスポーツによる健康づくりに親しむ意識の啓発	12
第2項 市民だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動の充実	12
第3項 スポーツ団体および指導者の育成	13
第4項 障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実	13
第5項 高齢者の運動機会の充実	14
第6項 スポーツ施設の有効活用	14
第3節 競技スポーツの促進	15
第1項 競技スポーツ指導者の育成と競技力の向上	16
第2項 大規模スポーツ大会・プロスポーツイベントやスポーツ合宿などの誘致	16
第3項 スポーツを通じた地域間交流の促進	17

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的・改訂の趣旨

本市は、1992年（平成4年）10月10日の体育の日にスポーツ健康都市宣言を行い、「スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざす」という理念を柱に、スポーツの普及・振興を図ってきました。

2005年（平成17年）3月には、スポーツ振興法に基づく、スポーツの振興に関する計画として「函館市スポーツ振興計画」を策定し、市民だれもが生涯を通じ、健康を守り、スポーツに親しむことができ、夢と感動に満ちたスポーツの振興を図るため、中長期的な視野に立ったスポーツ振興施策を展開してきました。

この間、ライフスタイルの多様化や高齢社会の進展にともなう、生涯スポーツや健康づくりへの関心の高まりとともに、スポーツを通じた生きがいづくり、地域の活性化、大規模スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致による人的交流など、より多岐にわたる役割がスポーツに求められるようになりました。

このようななか、国においては、2011年（平成23年）6月に、日本スポーツの根幹であった「スポーツ振興法」を全部改正した「スポーツ基本法」を制定し、2012年（平成24年）3月には、新法に基づくスポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を策定し、我が国における今後のスポーツ推進の基本方針を示したところです。

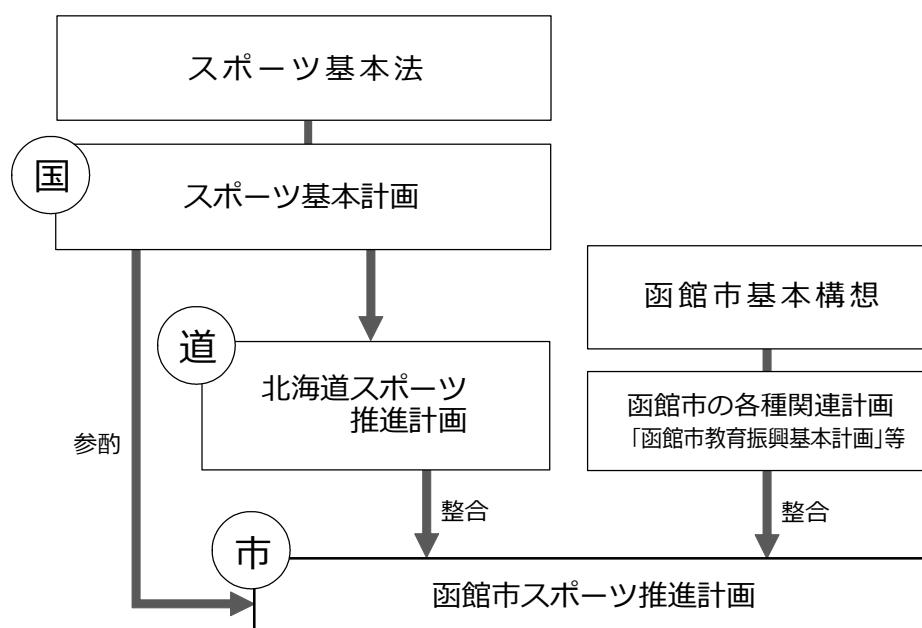
また、北海道においては、2013年（平成25年）3月に、前計画である「第二次北海道スポーツ振興計画」を見直し、「北海道スポーツ推進計画」を策定したところです。

本市においても、スポーツ基本法に基づき、2018年（平成30年）3月に今後の函館市のスポーツ推進の基本的な方向性を示す「函館市スポーツ推進計画」を策定しましたが、新たな視点を取り入れるとともに、その後のスポーツを取り巻く環境の変化などを踏まえて、今般、同計画を改訂します。



第2節 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として位置付け、「函館市基本構想」ならびに「函館市教育振興基本計画」をはじめとする本市の各種関連計画等との整合を図りながら、今後の本市におけるスポーツに関する施策を推進するための計画として策定するものです。



第3節 計画期間

本計画は、2018年度から概ね10年間を計画の期間とします。また、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第4節 本計画とSDGs

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、全ての国際連合加盟国が2030年（令和12年）までに取り組む行動計画として、17の目標と169のターゲットが掲げられ、我が国では、2016年（平成28年）に「持続可能な開発目標実施指針」を決定し、様々な分野で取組が進められています。

本計画は、SDGsのめざす目標とその方向性を同じくするものであり、計画の推進にあたっては、SDGsの視点を踏まえて取り組むこととします。



第2章 計画の基本方向

第1節 スポーツをめぐる国の動向

第1項 スポーツ基本法の制定

1961年（昭和36年）に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全部改正され、「スポーツ基本法」が2011年（平成23年）6月に制定されました。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利」であるとの考えに立ち、新しい時代におけるスポーツの基本理念を掲げ、国や地方公共団体、スポーツ団体の責務や努力を規定し、互いの連携と協働によって、その実現を図ることとしています。

また、同法において国は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」を定めることとし、地方公共団体は、国の「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものと規定されています。

〔スポーツ基本法の基本理念〕

1. 自主的・自律的スポーツ活動の推進
2. 学校、スポーツ団体、家庭、地域の相互連携
3. 人々の交流促進および地域間交流の基盤整備
4. スポーツを行う者の心身の健康の保持増進および安全の確保
5. 障害者が自主的かつ積極的にスポーツ活動を行うことができるよう配慮をしつつ推進
6. 競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携および効果的な実施
7. スポーツを通じた国際相互理解の推進および国際平和への寄与
8. スポーツに対する国民の幅広い理解および支援

第2項 スポーツ基本計画の策定

国では、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、2012年（平成24年）3月に、2012年度（平成24年度）から10年間の基本方針と、総合的かつ計画的に取り組むべき前期5年間の施策を示した「スポーツ基本計画（第1期計画）」を策定し、2017年（平成29年）3月には、後期5年間の「第2期計画」を策定しました。

また、2022年（令和4年）3月には、第2期計画で掲げた基本方針を踏襲した第3期計画を策定しました。

第2節 計画の基本理念および基本目標

国の第2期スポーツ基本計画が掲げた、スポーツの「楽しさ」、「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創るという基本方針を第3期計画でも踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえ、第3期計画では、国民がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会をめざすために、次の3つの新たな視点が必要であると規定しています。

①「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

②「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

③「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域実情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

スポーツは、市民だれもがそれぞれの体力や年齢、性別、技術、目的などに応じて取り組むことができるものであり、また、スポーツへの関わり方は、スポーツを「する」だけでなく、「観る」ことや「支える(育てる)」ことなど様々な方法があります。

自分にできる範囲で様々な方法により運動やスポーツに関わっていくことで、健康づくりや体力の保持増進だけではなく、夢や希望、明日へ向けての元気や活力が生まれ、人とのふれあいを通してたくさんの絆が育まれていくものと考えられます。

本市では、市民だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも運動やスポーツに親しむことができ、元気や活力に満ち、人とのつながりを育む生涯スポーツ社会の実現をめざして、以下の基本理念を掲げます。

－ 基 本 理 念 －

運動やスポーツでつながろう！
活力あふれる元気なまち函館

また、基本理念のもと、「健やかな心身を育む運動やスポーツの振興」を基本目標として本計画を推進します。

基本目標： 健やかな心身を育む運動やスポーツの振興

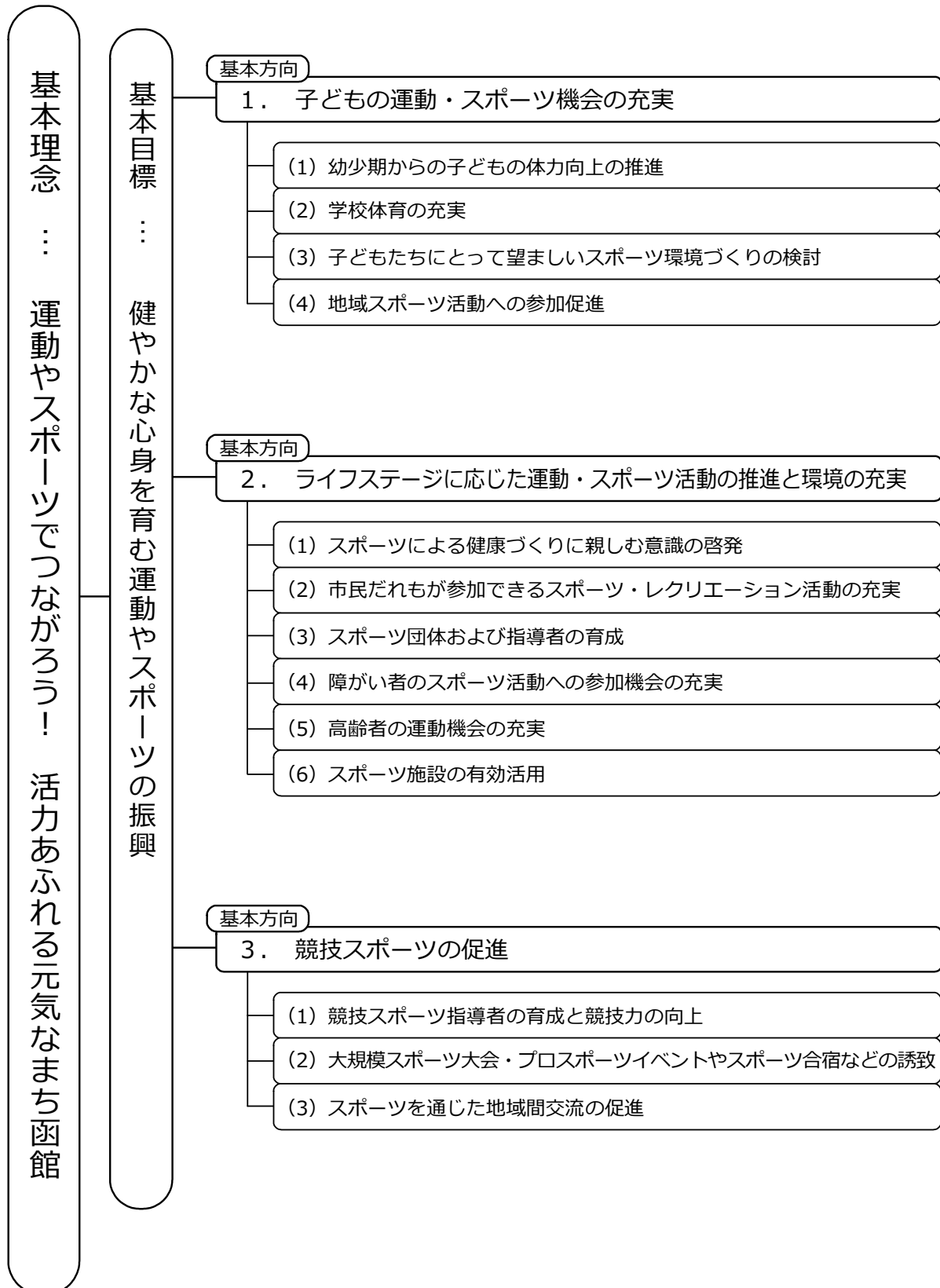
第3節 計画の基本方向

本計画に掲げた基本目標の実現を図るため、次の3つを計画の基本方向とし、各種取り組みを展開していきます。

1. 子どもの運動・スポーツ機会の充実
2. ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の充実
3. 競技スポーツの促進

第3章 今後取り組みを進める施策

計画の体系図



第1節 子どもの運動・スポーツ機会の充実

〔現状と課題〕

近年、都市化による遊び場の減少や少子化による遊び仲間の減少、習い事の多様化やインターネットなどの普及により、子どもたちの外遊びやスポーツ活動の時間が減少しています。

子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものです。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、本市においては、「運動が好きである」、「体育科・保健体育科の授業が楽しい」と回答した児童生徒の割合は全国平均を上回る傾向にある一方で、体力は握力などの一部の項目を除き全国平均を下回る傾向にあります。

子どものうちに望ましい運動習慣を身に付け、継続的に運動やスポーツに取り組むことは、生涯にわたり健康を維持し、健やかな人生を送ることに結びつくものと考えられます。

このようななか、幼少期から体を動かすことの楽しさや大切さを理解するため、様々な運動やスポーツに触れる機会の充実を図る必要があります。

また、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する上で、学校教育の役割は重要であり、教科としての体育科・保健体育科や特別活動などの充実を図る必要があります。

なお、運動部活動は、国が少子化の中でも将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて、運動部活動を地域に移行する運動部活動改革に取り組んでいることから、この動向や函館市の実態を踏まえて、子どもたちにとって望ましいスポーツの環境づくりを検討します。

第1項 幼少期からの子どもの体力向上の推進

1. 今後の方向

生涯にわたり運動やスポーツに親しむ基礎づくりとして、地域のスポーツ団体などの協力を得て、子どもたちが幼少期から様々な運動やスポーツの楽しさや魅力を体験する機会の充実に努めます。

2. 主な取り組み

- 幼児や低学年を対象としたスポーツ教室やスポーツ体験会等の充実
- 親子で運動やスポーツに親しむ機会の充実
- 子どもの体力向上のための情報提供や広報活動の充実

第2項 学校体育の充実

1. 今後の方向

学校教育においては、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する観点から、教科としての体育科・保健体育科において基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会、遠足、集会などの特別活動や運動部活動などの教育課程外の教育活動を相互に関連させながら、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体を通じて体力の向上や健康の増進に努めます。

2. 主な取り組み

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた改善方策の検討
- 教職員の研修や研究指定に関する取り組みの充実
- 家庭、地域、関係機関との連携

第3項 子どもたちにとって望ましいスポーツ環境づくりの検討

1. 今後の方向

運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦するなかで、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動ですが、国が少子化の中でも将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて運動部活動を地域に移行する運動部活動改革に取り組んでいることから、この動向や函館市の実態を踏まえて、子どもたちにとって望ましいスポーツの環境づくりを検討します。

2. 主な取り組み

- 外部指導者の活用
 - スポーツ団体等との連携
 - 競技団体が主催する大会や教室等への参加促進
 - 中学校体育大会への参加支援
- ※ 運動部活動の地域移行の進捗状況に応じ、取り組みを検討します。

第4項 地域スポーツ活動への参加促進

1. 今後の方向

子どもが体を動かすことの楽しさや大切さを理解し、自ら進んで体を動かす習慣を身に付けるためには、子どもが運動・スポーツ活動に参加できる環境づくりが大切です。

このため、地域における子どもの身近な活動の場となるスポーツ少年団やスポーツクラブなどの活動への支援に努めるとともに、参加を促進します。

また、クラブ活動や部活動に参加していない子どもや、複数のスポーツ種目に取り組みたい子どものスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブへの参加を促進します。

2. 主な取り組み

- 函館市スポーツ少年団への運営支援
- スポーツ少年団等への参加促進
- スポーツ少年団等の活動情報の提供
- 総合型地域スポーツクラブへの参加促進

〔現状と課題〕

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、市民だれもがそれぞれの体力や年齢、性別、技術、目的などに応じて、いつでも、どこでも、いつまでも運動・スポーツ活動に取り組むことのできる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

近年、運動やスポーツや健康づくりへの関心が高まるなかで、本市においては、気軽に取り組めるウォーキングや体操をはじめ市民が多様な運動やスポーツに親しんでいます。

しかしながら、2013年（平成25年）に実施した市民のスポーツ活動についてのアンケート調査結果によると、週1回以上スポーツをすると回答した人は約3割であった一方で、「忙しくて時間がない」や「年齢が高い」などの理由から、ほとんどしないと回答した人は約5割となっています。

国が2016年（平成28年）に実施した「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、成人で週1回以上運動・スポーツを行うと回答した人は約4割となっており、本市のスポーツの実施頻度は全国と比較しても低い状況にあります。

このようななか、市民が運動やスポーツ、健康づくりに関心を持ち、いつでも気軽に運動やスポーツに親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動の充実や、スポーツ団体、指導者の育成、スポーツ施設の有効活用など、運動・スポーツ環境の充実が求められています。

また、本市出身選手の活躍などにより、障がい者スポーツへの関心が高まっていますが、障がい者がそれぞれの障がいの種別や程度に応じたスポーツ活動に親しめる環境の充実に取り組む必要があります。

さらには、高齢者がそれぞれの体力や健康状態に応じて、気軽に運動に親しむことができるような環境づくりに努める必要があります。

第1項 運動やスポーツによる健康づくりに親しむ意識の啓発

1. 今後の方向

運動やスポーツによる健康づくりへの関心を高めるため、市長部局と一体となり、地域の関係機関と連携を図りながら、広報活動や各種教室などの開催を通じ、健康の保持増進に関わる運動やスポーツの重要性について、意識の啓発に努めます。

2. 主な取り組み

- 市長部局との一体的な事業の展開
- 健康づくりのための情報提供や広報活動の充実
- 関係機関と連携した運動やスポーツに関わる相談体制の充実
- 健康づくりのための各種教室等の充実
- 関係団体と連携した体力テスト等の活用促進

第2項 市民だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動の充実

1. 今後の方向

市民だれもがそれぞれの体力や年齢、性別、技術、目的などに応じて、日常的に多様な運動やスポーツに親しむことができるよう、市長部局と一体となり、スポーツ団体や関係機関と連携しながら、各種スポーツ教室やイベントなどの開催を促進し、スポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。

2. 主な取り組み

- 市長部局との一体的な事業の展開
- ウォーキングやランニング、水泳等、身近に楽しめる運動・スポーツの教室やイベントの充実
- ニュースポーツ（軽スポーツ・レクリエーションスポーツ／モルックやラージボール卓球など）の普及・振興
- 海水浴やスケート、スキー等アウトドアスポーツの振興
- アーバンスポーツ（スケートボードやスポーツクライミングなど）の振興
- 各種地域交流大会や交流事業の充実

第3項 スポーツ団体および指導者の育成

1. 今後の方向

スポーツ教室やイベント、講演会などを主催するスポーツ団体の活動支援や、身近な地域で幅広い世代が様々な種目やレベルに応じて参加することができる総合型地域スポーツクラブの育成や支援に努めます。

また、市民だれもが運動やスポーツに気軽に親しめるよう、実技指導やわかりやすいスポーツ理論の助言を行う地域に根ざしたスポーツ指導者の育成に努めます。

2. 主な取り組み

- スポーツ団体の活動支援
- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- 函館市スポーツ推進委員、函館市地域スポーツ指導員の育成
- スポーツ・レクリエーション活動の振興に功績のあった者に対する顕彰

第4項 障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実

1. 今後の方向

障がい者が、それぞれの障がいの種別や程度に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、市長部局と一体となり、地域の関係団体などと連携し、障がい者スポーツ教室の開催の充実に努めるとともに、障がい者スポーツ大会の開催や参加を支援するほか、障がい者スポーツの専門的な知識を有する指導者の育成を図るなど、障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実に努めます。

2. 主な取り組み

- 市長部局との一体的な事業の展開
- 障がい者スポーツ活動の普及・啓発
- 障がい者スポーツ教室の充実
- 障がい者スポーツ団体・サークルへの支援
- 障がい者スポーツ大会の開催・参加支援
- 障がい者スポーツ指導者の育成支援
- 障がい者スポーツ等に対する市民理解の促進

第5項 高齢者の運動機会の充実

1. 今後の方向

高齢者が、それぞれの健康状態を維持増進し、自立した生活を営むことができるよう、市長部局と一体となり、関係機関などと連携し、健康体操の普及や高齢者が気軽に参加できるイベントの開催など、高齢者の健康づくりのための運動機会の充実に努めます。

2. 主な取り組み

- 市長部局との一体的な事業の展開
- 高齢者を対象とした各種教室の充実
- 高齢者を対象とした健康体操の普及
- 高齢者が気軽に参加できるイベントの充実
- 高齢者が気軽に取り組めるウォーキングやニュースポーツ（軽スポーツ・レクリエーションスポーツ／モルックやラージボール卓球など）の普及・振興

第6項 スポーツ施設の有効活用

1. 今後の方向

運動・スポーツ活動を推進していくためには、運動・スポーツ活動に取り組む環境の充実が重要であることから、スポーツ施設の効果的・効率的な管理運営に努めます。

また、市立小・中学校の施設を活用したスポーツ開放を行うとともに、スポーツ施設に係る情報提供に努め、市民が身近で気軽に活用できる運動・スポーツ活動の場を確保するほか、大規模スポーツ大会の開催時には、スポーツ施設の利用に関わり近隣市町との協力を図るなど、利用しやすい運動・スポーツ環境の充実に努めます。

2. 主な取り組み

- スポーツ施設の効果的・効率的な管理運営
- スポーツ施設の情報提供
- 小・中学校の施設を活用したスポーツ開放の実施
- スポーツ施設の利用に関わる近隣市町との協力

〔 現状と課題 〕

本市における競技スポーツは、1907年（明治40年）に我が国初の社会人野球のクラブチームである函館太洋（オーシャン）倶楽部が結成されたほか、大正から昭和初期にかけては、サッカー、陸上競技、ラグビー、スキー、スケートなどの競技団体が相次いで設立されるとともに、1927年（昭和2年）には道内で最初の体育協会となる函館市体育協会（2019年（平成31年）に「特定非営利活動法人函館市スポーツ協会」に改称。以下同じ。）が設立され、全国的にも古くからの歴史と伝統を有しています。

今日においても、全国大会などで好成績をあげるチームや選手を輩出し、北海道を代表する実力を発揮している競技団体も数多くあります。

また、地域を代表する選手が全国などの大きな舞台で活躍する姿は、市民に夢と感動を与え、地域に誇りと連帯感をもたらし、活力あふれるまちづくりを推進していくうえでも大きな意義を持つものです。

しかし、一方では指導者の確保や少子化による競技人口の減少が課題となっており、競技力の低下が懸念されています。

このようななか、函館市体育協会や競技団体と連携し、各種競技スポーツの指導者の育成や指導体制の確立に取り組むとともに、大規模スポーツ大会やプロチームやアマチュア選手が活躍している実業団・大学チーム等のスポーツイベント、スポーツ合宿の誘致、スポーツを通じた地域間交流を促進し、競技人口の拡大や競技力の向上に努めていく必要があります。

第1項 競技スポーツ指導者の育成と競技力の向上

1. 今後の方向

函館市体育協会や競技団体と連携を図り、競技者の発達の段階や技術水準に応じ最適な指導を行う高度な専門的知識を有する指導者の育成に努めます。

また、全国大会等への参加支援などにより競技力の向上に努めます。

2. 主な取り組み

- 競技スポーツ指導者の育成支援
- 函館市体育協会や競技団体との連携による指導体制の充実
- 全国規模の競技大会への参加支援
- 函館市体育協会等への運営支援
- 競技団体における強化合宿の充実
- 成績優秀者やスポーツの振興に功績のあった者に対する顕彰
- 競技団体に関わる情報提供
- 栄養バランスの良い食事の促進

第2項 大規模スポーツ大会・プロスポーツイベントやスポーツ合宿などの誘致

1. 今後の方向

トップレベルのプレーを観戦することや地元のスポーツチームの応援をすることは、観るものに大きな感動をもたらし、スポーツへの興味・関心および参加意欲を高め、競技人口の拡大にもつながることから、全国レベルの大規模スポーツ大会、プロチームやアマチュア選手が活躍している実業団・大学チーム等のスポーツイベントなどの一層の誘致に努めます。

また、本市でのスポーツ合宿の実施は、合宿団体と地元競技団体との合同練習や交流試合など、技術交流による競技力の向上が期待されることから、引き続きスポーツ合宿の誘致に取り組みます。

2. 主な取り組み

- 大規模スポーツ大会、プロチームやアマチュア選手が活躍している実業団・大学チーム等のスポーツイベントの誘致・支援
- 高校・大学・実業団等のスポーツ合宿の誘致・支援
- ホームページ等によるスポーツ施設や宿泊施設など誘致関連情報の発信

第3項 スポーツを通じた地域間交流の促進

1. 今後の方向

スポーツを通じた海外などを含めた地域間交流は、スポーツの普及・発展や地元の競技団体の競技力向上に寄与することはもとより、相互理解や友好親善の促進に大きな役割を果たすことから、国内の競技団体のみならず、本市と姉妹都市を提携している各都市をはじめ、海外の競技団体とのスポーツ交流を促進します。

2. 主な取り組み

- 国内、海外の競技団体との交流試合の促進
- 国内、海外の指導者の招聘による技術交流の促進